

平成25年度社会福祉施設等整備方針

・ 地域福祉国保課所管施設 救護施設	1
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム	2
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	5
・ 子どもの育ち推進課所管施設 放課後児童クラブ	8
・ 子育て支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	10

平成25年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉国保課所管施設)

課名〔地域福祉国保課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。
- ・入所者の安全性及び利便性の観点から改築改修等に限定し整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
救護施設	全県	県内 3か所 定員 計 270名 (平成24年6月1日現在)	—	入所者等の安全確保に必要な大規模修繕を優先する。

平成 25 年度老人保健福祉施設整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 第5期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成 25 年度整備方針
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成 25 年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,303	2,280	2,280	480	7,343	市町における整備対象となる小規模（定員 29 人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成 24 年度整備計画数 (A)	190	130	220	50	590	
平成 24 年度整備予定数（ショートステイの転換含む） (B)	180	130	190	50	550	
平成 25 年度への持越分 (C)=(A)-(B)	10	0	30	0	40	
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成 25 年度整備計画数 (D)	100	160	250	100	610	
平成 25 年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	110 (30)	160 (40)	280 (80)	100 (30)	650 (180)	

施設種別	圏域	課題	平成25年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成25年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。 * 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成25年度整備数が変動する場合がある。 * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。				
現状と整備可能数（単位：人分）							
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計
既整備数			2,433	1,623	1,880	358	6,294
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成24年度整備計画数			0	0	0	0	0
第5期介護保険事業支援計画に基づく 平成25年度整備計画数			200	70	110	30	410
平成25年度整備可能数 (うち従来型施設整備可能数)			200	70	110	30	410
			(100)	(30)	(50)	(10)	(190)
養護老人 ホーム	-	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。				

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成24年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	桑名市 いなべ市 桑名郡 木曽岬町 員弁郡 東員町 四日市市 三重郡 茗野町、朝日町、川越町 鈴鹿市 亀山市
中勢伊賀	津市 伊賀市 名張市
南勢志摩	松阪市 多気郡 多気町、明和町、大台町 伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市 北牟婁郡 紀北町 熊野市 南牟婁郡 御浜町、紀宝町

平成25年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名【障がい福祉課】

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量をふまえ、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 地域生活移行を推進する観点から、ニーズの高い生活介護、短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援の日中活動系サービスを実施する事業所や共同生活介護・共同生活援助の居住系サービスを実施する事業所を優先し、障害保健福祉圏域ごとの整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・ 減災対策を推進する観点から、耐震改修や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕を促進する。
- ・ 圏域については、別表「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成25年度整備方針
日中活動系 サービス事業所	圏域別	みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を確保するため、ニーズの高いサービスを実施する事業所の整備を進める必要がある。	<p>1 障害保健福祉圏域ごとに、ニーズの高い生活介護、短期入所、放課後等デイサービスおよび児童発達支援を実施する事業所を優先する。</p> <p>2 みえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、サービス提供が不足する圏域の整備を優先する。</p>
(単位：人)			
		平成26年度までに今後確保する必要のある定員数	
		(単位：人)	
		桑名員弁 四日市 鈴鹿亀山 津 松阪多気 伊勢志摩 伊賀 紀北 紀南 合計	
生活介護		77 167 179 36 104 72 39 17 11 702	
短期入所		69 233 55 70 82 85 211 19 16 840	
放課後等デイサービス		37 35 1 10 20 100 30 5 17 255	
児童発達支援		1 39 90 0 43 43 134 9 △ 4 355	

施設種別	圏域	課題	平成25年度整備方針																						
居住系サービス事業所	圏域別	障がいのある人が地域で生活するため、共同生活介護や共同生活援助の居住の場を充実する必要がある。	<p>1 共同生活介護や共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮し、整備する必要が高いと考えられる施設を優先する。</p> <p>2 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。また、入所施設、病院および日中活動の場と同一の敷地内に設置しない施設とする。</p>																						
平成26年度までに今後確保する必要のある定員数																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>桑名員弁</th><th>四日市</th><th>鈴鹿龜山</th><th>津</th><th>松阪多気</th><th>伊勢志摩</th><th>伊賀</th><th>紀北</th><th>紀南</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助 共同生活介護</td><td>54</td><td>12</td><td>27</td><td>28</td><td>31</td><td>42</td><td>45</td><td>17</td><td>12</td><td>273</td></tr> </tbody> </table>		桑名員弁	四日市	鈴鹿龜山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	合計	共同生活援助 共同生活介護	54	12	27	28	31	42	45	17	12	273	(単位：人)
	桑名員弁	四日市	鈴鹿龜山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	合計															
共同生活援助 共同生活介護	54	12	27	28	31	42	45	17	12	273															
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	圏域別	障がい者が自ら選ぶ生活の場において安心して暮らせるための訪問系サービスおよび障がい者の意向をふまえたサービス等利用計画の作成をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	障害保健福祉圏域ごとにみえ障がい者共生社会づくりプランのサービス見込量を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。																						
共通		障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化等に対応する必要がある。	<p>1 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための耐震改修を行う。</p> <p>2 著しい老朽化による大規模修繕を行う。</p>																						

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者が地域社会と日常的に交流することができるよう、立地条件等で配慮がなされている施設。

(別表) 障害保健福祉圏域

平成24年4月1日現在

圏域名	圏域内市町	
桑名員弁	桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡	木曽岬町 東員町
四日市	四日市市 三重郡	菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市 亀山市	
津	津市	
松阪多気	松阪市 多気郡	多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町
伊賀	伊賀市 名張市	
紀北	尾鷲市 北牟婁郡	紀北町
紀南	熊野市 南牟婁郡	御浜町、紀宝町

平成25年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち推進課所管施設）

課名【子どもの育ち推進課】

1 整備方針策定等の考え方

地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
放課後児童クラブ	全県	放課後児童クラブ数 282か所 (平成23年5月1日現在)	<p>1 放課後子どもプランを推進するために、市町の福祉部局と教育委員会が連携を密にして、放課後児童対策に取り組む必要がある。</p> <p>2 小学校児童について保育需要があるが、放課後児童クラブが存在しない地域に対し設置支援をしていく必要がある。</p> <p>3 地震や津波対策について対応していく必要がある。また、実施施設の中には、老朽化の進んでいるものもある。</p>	<p>放課後子どもプランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備を行う。</p> <p>ただし、施設維持のための通常の修繕・改修は除く。</p> <p>1 放課後児童クラブ新設のための整備</p> <p>(1) 放課後児童対策（放課後児童クラブ、放課後こども教室）が実施されていない小学校区での新規整備</p> <p>(2) 放課後児童クラブが実施されていない小学校区での新規整備</p> <p>(3) その他の新規整備</p> <p>2 借家等で実施する放課後児童クラブの移設等</p> <p>(1) 地震対策あるいは津波対策のため、現在の実施施設から移転する必要があり、他に代替施設がない場合の整備</p> <p>(2) (1)以外の理由で、現在の実施施設が使用不能になるが、他に代替施設がない場合の整備</p> <p>(3) その他の移設等</p>

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
				<p>3 その他</p> <p>上記1及び2の中では、1(1)、1(2)、2(1)、1(3)、2(2)、2(3)の順に優先する。優先順位が同じ場合には、放課後児童クラブの需要の多い地域の整備を優先する。</p>

平成25年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名【子育て支援課】

1 整備方針策定等の考え方

入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、及び居住環境に配慮した施設の整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成25年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 12施設 民間 1施設 (平成24年4月1日現在)	1 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設が多く全体的に老朽化が進んでいる。 2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	1 老朽化による増改築修繕(耐震工事含む) 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 居住環境向上のための施設整備 既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保及びこれに付随する施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 2施設 民間 1施設 (平成24年4月1日現在)		
母子生活支援施設	全県	施設数 公立 5施設 民間 2施設 (平成24年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕(耐震工事含む) 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。